

西日本キヨスクギフトカードは

平成
26年

3月31日(月)を

もちまして

利用できなくなりました

西日本キヨスク株式会社
大阪市北区梅田3丁目2番14号



西日本キヨスク株式会社と記載されているカードが対象です。

ご利用期限の過ぎました未使用ギフト券は、
「資金決済に関する法律第20条第1項」に基づき、
払い戻し手続きを実施いたします。

下記期間にお申出ください。

お申出期間

平成
26年

4月1日(火)～

平成
26年

6月30日(月)まで

※この期間にお申し出がない場合は、払い戻し手続きから除斥されますので十分ご注意ください。

手続き方法

手続き用紙を入手する

お電話にて
取り寄せ



0120-778-782 (土日・祝日を除く
9:00～17:00)

手続き用紙に必要事項を記入します。

用紙とギフト券を返信用封筒で郵送します。

払い戻し金を指定口座にお振込みします。

【注意事項】以下のギフトカードについては払い戻しできません

●偽造または変造された物 ●3分の1以上が減失した物 ●券番が明確でない物

お問い合わせ先



0120-778-782 (土日・祝日を除く9:00～17:00)

【発行者】(株)ジェイアール西日本デیلیーサービスネット

〒661-0976

兵庫県尼崎市潮江1丁目2番12号 JR尼崎駅北NKビル